

ワーク・ライフ・バランス推進事業

～仕事に活力 生活にゆとり～

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

ワーク・ライフ・バランスとは、男女がともに、人生の各段階において、仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らの希望に沿ったかたちで、バランスをとりながら展開できる状態のことです。

男女がともに個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活などの活動のバランスをとりながら両立できる環境づくりが重要です。

（１）仕事と生活を取り巻く状況

社会経済状況の変化

少子高齢化、核家族化が進む現在、活力ある社会を築いていくためにも、仕事と家庭の両立を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備していくことの重要性が指摘されています。

また、セーフティネットの充実という観点から、子育てや教育の充実などについて、社会全体で支え合っていこうとする意識が高まりつつあります。

家庭や地域、職場などの子育て環境をもっと良くするためには、県は何を優先して実施したら良いと思いますか。



資料：「県民意識調査報告書」（平成18年度）秋田県総合政策課

次世代育成支援対策推進法の施行

平成17年4月に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、従業員が300人を超える事業所を対象に雇用環境や多様な労働条件の整備について定める「一般事業主行動計画」の策定が義務づけられました。本県では子育て促進専門員を配置し、計画の策定を支援してきた結果、228社（19.3.31現在）で計画が策定されるなど、従業員が仕事と家庭を両立できる職場環境づくりへの取組が進みつつあります。

県内事業所の一般事業主行動計画の策定状況

	従業員数 301人以上 (策定義務あり)	従業員数 300人以下 (策定は努力義務)	計
平成17年度	76	49	125
平成18年度	0	103	103
計	76	152	228

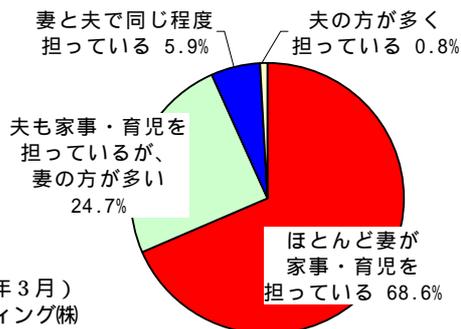
資料：秋田労働局

改正育児・介護休業法等の施行

平成17年4月に「改正育児・介護休業法」が施行され、育児・介護休業の対象となる従業員の範囲が拡大されたほか、平成19年4月には「改正雇用機会均等法」が施行され、セクシュアルハラスメント対策の強化など、仕事と家庭の両立支援対策や雇用環境の整備を一層促進していくため、法律制度面での取組も大きく進んでいます。

働く女性の現状

家事や育児は女性の仕事といった固定的な性別役割分担意識があるほか、男女間の給与格差や女性の再就職が難しいことなど、女性が仕事を続けていくうえでさまざまな困難があります。



資料：「女性のライフプランニング支援に関する調査」（平成19年3月）三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

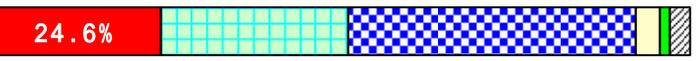
男性の長時間労働

男性は仕事だけでなく家庭や趣味・地域活動も大切にしたいと思っても、職場での責任も重く労働時間も長いため、男性は仕事中心の生活になりがちです。

例えば「育児休業を取得したい」と思っても、経済的な問題や職場への気兼ね、復帰後の昇進への影響などから、実際にはなかなか取得できない状況にあります。

仕事と家庭生活・地域生活への関わり方

望ましいと思う関わり方

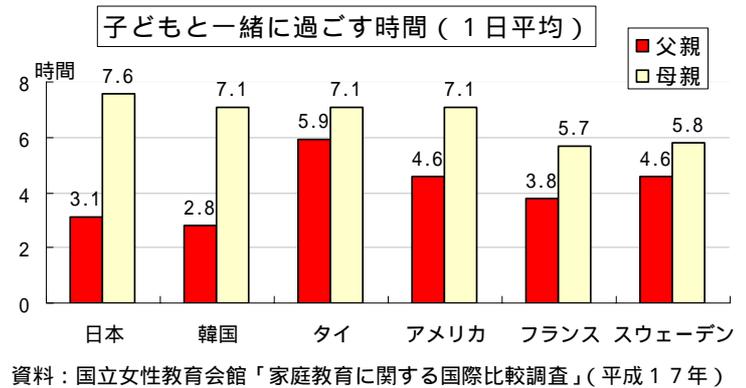
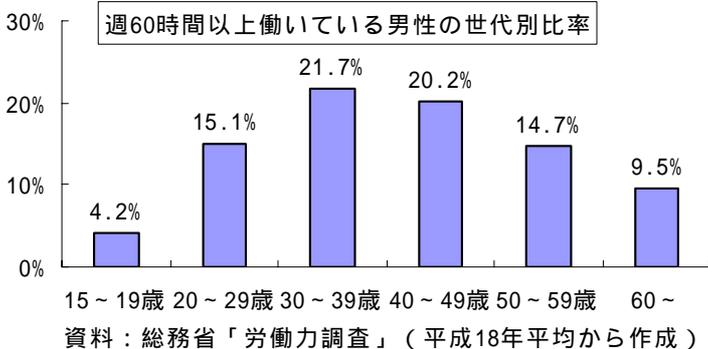


現在の関わり方



- 家庭生活・地域活動と仕事を同じように両立
- 家庭生活・地域活動よりも仕事に専念
- 家庭生活・地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先
- 仕事にも携わるが、家庭生活・地域活動を優先
- 仕事よりも家庭生活・地域活動に専念
- わからない

資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成16年11月）



（2）課題

ワーク・ライフ・バランスの推進

働く人が意欲を持って仕事に取り組むことができ、かつ家庭や地域においても役割と責任を果たすことができるよう、県民、市町村、事業者、県が連携・協力し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれる社会づくりを進めていくことが求められています。

多様な働き方の導入促進

雇用・就業形態の多様化の中で、女性も男性もその価値観やライフスタイル等に応じて、短時間勤務制度やフレックスタイム制度、在宅勤務制度の普及に向けた情報提供など、働く時間や場所に配慮し、多様な働き方を柔軟に選択できる環境を整えていく必要があります。

女性の活躍促進

意欲と能力のある女性の活躍は、新たな発想や多様性を取り入れることで、社会を活性化する力となります。仕事と子育てなどをバランスよく両立できる環境づくりと同時に、管理職への登用や職域拡大などを進め、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

男性のライフスタイルの見直し

男性の仕事中心の生活から家庭や地域での生活にも目を向けたバランスのとれたライフスタイルへの転換が図られるよう、働き方の見直しに関する意識啓発を進め、男性が家事・子育て・介護や地域活動などに積極的に参加できるよう支援していくことが重要です。

(3) 数値目標

男性の育児休業取得率 10%

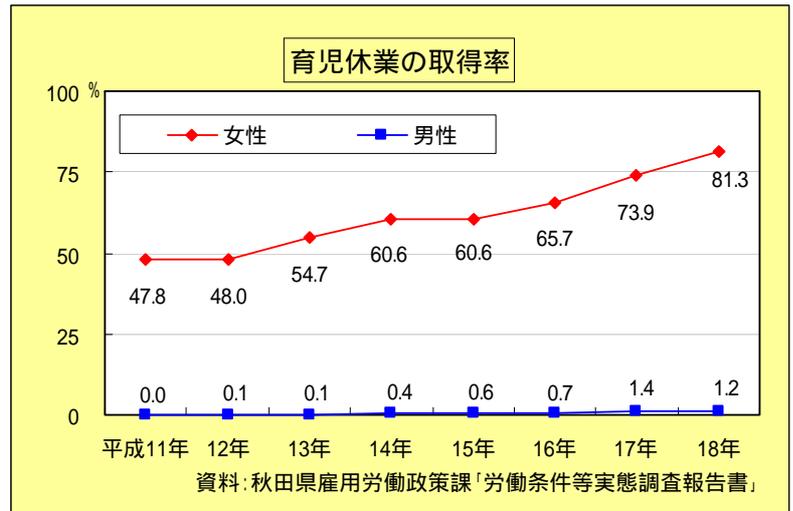
女性の育児休業取得率は、81.3%となっていますが、男性の取得率は、1.2%にとどまっています。

(平成18年度秋田県労働条件等実態調査)

このことは、育児休業などの仕事と家庭の両立支援対策が、どちらかといえば女性のための制度とみられがちであり、制度としてはあっても、実際には男性には利用しにくいという状況にあることなどが影響しているものと思われます。

男性が育児休業を取得することを通じて、就業の継続を願う女性が仕事を続けられるような環境を整備すると同時に、男性自身もこれまでの働き方や暮らし方を見直し、家事・育児・介護等の家庭生活や地域活動に参画できるようにしていくことが大切です。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を促進していくことにより、男性の育児休業取得率を平成22年度までに10%以上とすることを目標とします。



ワーク・ライフ・バランスの必要性

～だれもが働きやすい職場づくり～

(4) 期待される効果

新しい価値の創造

仕事と生活の両方を大切にすることは、その人の人生を豊かにし、心身を健康に保つとともに、仕事以外の場面でふれる多様な価値観や情報、ネットワークなどが感性を高め、新しい価値の創造につながります。

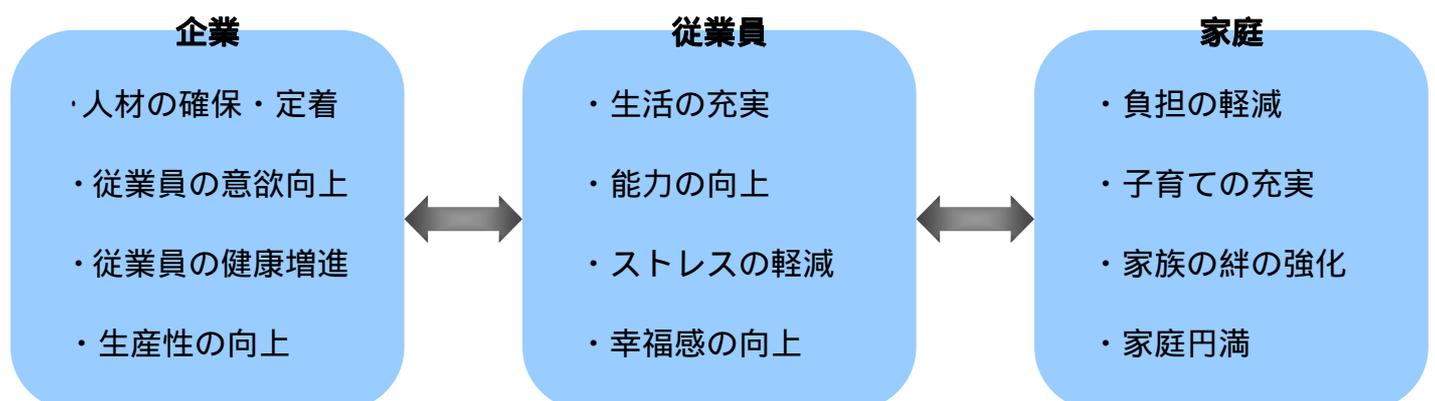
優秀な人材の確保・定着

企業等が仕事と生活のバランスがうまくとれる職場環境を提供すると、社員の満足度が上がり、企業等の財産である優秀な人材を確保・定着させることができます。

生産性の向上

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた生き方や働き方は、個人や家庭の生活に充実感とゆとりをもたらすと同時に、企業や組織の生産性の向上につながり、持続的な社会・経済的発展のためのパワーになります。

ワーク・ライフ・バランスのメリット



ワーク・ライフ・バランス推進事業について

仕事と家庭・地域活動の両立しやすい職場環境の整備の促進

～男女がともに安心して働き続けられる環境づくり～

企業・団体への支援

子ども・子育て支援活動計画推進事業
事業者団体が子ども・子育て支援活動計画を策定して実施する事業(セミナー開催等)を支援します。
男女共同参画職場づくり事業
男女共同参画や働きやすい職場づくりに取り組んでいると認められる事業所について、入札参加資格審査において加点を行います。
仕事と家庭の両立支援レベルアップ推進事業
両立支援経営アドバイザー養成・派遣事業
仕事と家庭の両立支援のメリットや問題解決手法を助言するアドバイザーを養成し企業に派遣します。
お父さんも育休促進事業
男性が育児休業を取得した場合の奨励金支給、男性の育児参加等に関する研修を実施します。

広報・情報提供・学習機会の充実

子ども・子育て支援活動計画推進事業
両立支援に取り組む事業所の情報を発信するホームページを作成し、制度や事業の紹介、取組のノウハウ、成果を広く県民にPRします。
男女共同参画イキイキ職場支援事業
男女イキイキ職場宣言推進事業
男女共同参画に取り組む企業と県が協定を結び、企業の取組をホームページや広報紙で県民に紹介します。
イキイキ職場推進協議会の開催
男女イキイキ職場宣言をする事業所の情報交換・研修とネットワークづくりを進める協議会を開催します。

男女の働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス推進事業

男性の育児休業取得キャンペーン
経済団体等会議への出前講座
出産予定の夫婦に対する研修会への出前講座
母子健康手帳への啓発資料の折り込み
男性育児休業取得促進フォーラム

ワーク・ライフ・バランス推進研究会の開催

男女イキイキ職場宣言をした企業等の代表者等からなる研究会を立ち上げ、従業員がいきいきと働くことができる職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスを推進していくうえでの課題や問題点などについて、検討を行い、その内容・成果を県内企業や県民に紹介します。

男女共同参画推進月間に開催する各種イベントのほか、さまざまな機会をとらえてワーク・ライフ・バランスの推進を行います。

ワーク・ライフ・バランス推進事業のお問い合わせは **秋田県生活環境文化部男女共同参画課**

〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1 TEL 018-860-1557 FAX 018-860-3895

E-mail persons@pref.akita.lg.jp ホームページ <http://www.pref.akita.lg.jp/josei/>

ワーク・ライフ・バランス ってなんだらう？

(仕事に活力 生活にゆとり)

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは・・・

女性も男性もそれぞれのライフスタイルに応じて、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などの様々な活動について、自分の希望に沿ったかたちで、バランスよく展開していくことです。

わたしたちは、母親、父親、妻、夫、会社員、また地域社会の一員など、さまざまな役割を担いながら生活をしています。そのどれかに偏った生活をしていると、心のゆとりをなくしてしまい、充実感や満足感を得ることができなくなってしまいます。



男性も女性も、仕事と生活のバランスをとりながら、それぞれの夢に挑戦できる環境整備を進めていくことが大切です。

ワーク・ライフ・バランスについて考えてみませんか。

いい明日は
仕事と暮らしの
ハーモニー

(平成19年度内閣府男女共同参画週間標語 秋田県 篠田 健三様)

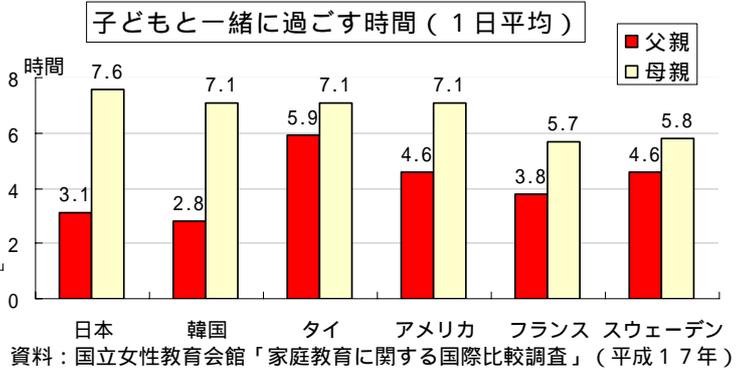
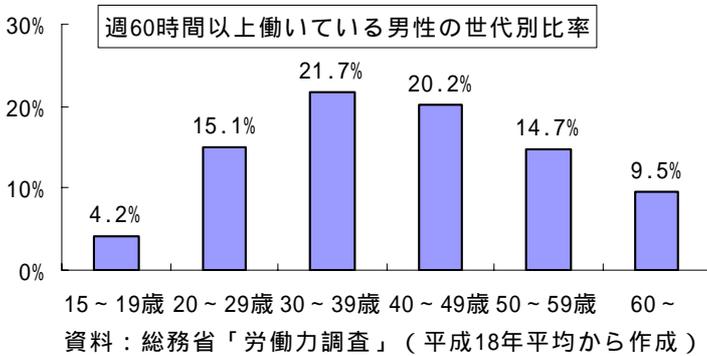


Point1 男性の家庭・地域活動への参画

男性は仕事だけでなく家庭や趣味・地域活動も大切にしたいと考えていても、実際は労働時間が長く、仕事中心の生活になりがちです。

「育児休業を取得したい」と思っても、経済的な問題や職場への気兼ね、復帰後の昇進への影響などから、なかなか取得できない状況にあります。

働き方を見直し、家庭や地域活動への参画を進めていく必要があります。

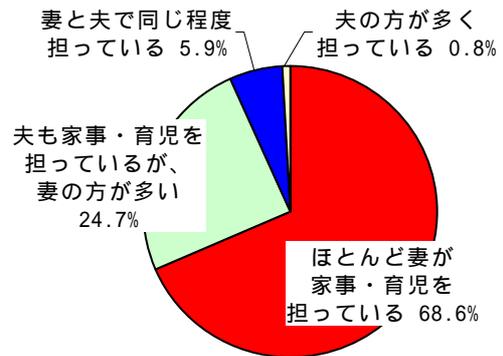


Point2 女性の活躍促進

働く女性の約7割が第一子出産を機に仕事を辞めています。

「家事や育児は女性の仕事」といった固定的な役割分担意識があるなど、女性が仕事を続けていくうえではさまざまな課題があります。

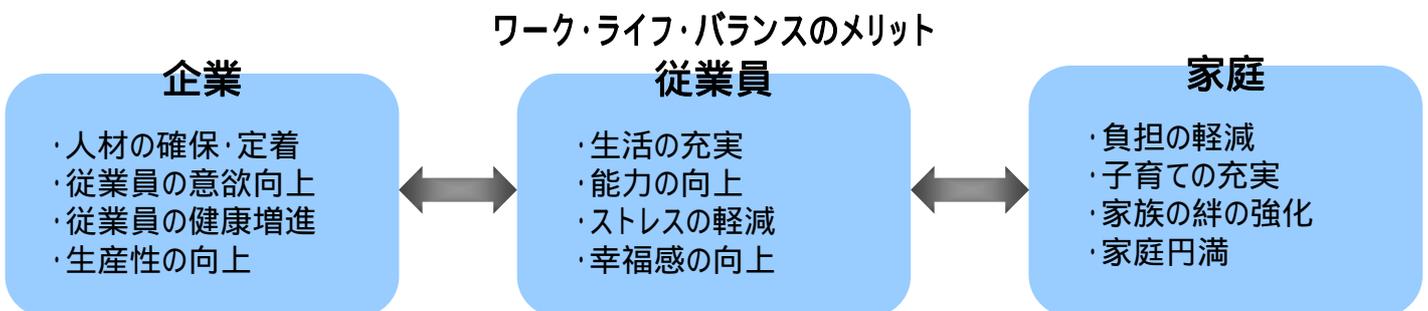
仕事と子育てなどを両立できる環境づくりと同時に女性の活躍の場を広げることが大切です。



資料：「女性のライフプランニング支援に関する調査」（平成19年3月）
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

Point3 ワーク・ライフ・バランスを可能にする働き方の見直し

子育て期間に短時間勤務することができる制度や在宅勤務など、女性も男性もライフステージに応じて柔軟な働き方を選択できるよう、環境を整えていく必要があります。



お父さん、ワーク・ライフ・バランスについて考えてみませんか？

男女共同参画職場づくり事業フロー図

男女共同参画課

1. 男女共同参画職場づくり調査票

建設工事

建設コンサルタント

物品供給等

庁舎等維持管理

(1) 女性の登用

女性役職者(係長級以上)の数が10%以上増加
役職者数に占める女性の割合が30%以上
【、のいずれかひとつで1項目該当】
(添付書類)役職者の氏名及び職名のわかる文書の写し

(2) 両立支援対策

育児休業取得状況

過去3事業年度中に、10日以上の子育て休業を取得した従業員が男女それぞれ1人以上
(添付書類)制度が記載されている就業規則等の写し、出勤簿の写し、ハローワークの育児休業給付金支給決定通知書等の写し

育児・介護休業法を上回る取組等

育児休業について、満1歳以上の子も対象(一定の場合には、満1歳6か月)
育児をする従業員について、満3歳以上の子も対象にした勤務時間の短縮等の措置
小学校就学前の子を養育する従業員に対する、1年に6日以上の子育て休業の取得
介護休業について、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回、通算して(延べ)93日間を超える期間を対象
介護をする従業員について、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回、通算して(延べ)93日間を超える期間を対象とした勤務時間の短縮等の措置
常時雇用する労働者が301人未満の事業主で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に提出
【いずれかひとつで1項目該当】
(添付書類) ~ については制度が記載されている就業規則、労働協約等の写し
については労働局が受理したことを確認できる書類の写し

(3) 女性の活用方針

女性の能力の積極的な活用についての明文化と従業員への周知
(添付書類)社内通達、役員会議、社内報等の文書、管理職研修等のカリキュラム・研修内容の写し

(1)、(2)、(2)、(3)のうち2項目以上に該当すれば加点
(建設工事(県外)、建設コンサルタント(県内・県外)、庁舎等維持管理(県内・県外)事業者を除く)

2. 男女共同参画職場づくり調査票の提出・点検・統計処理

3. 取組事業所への訪問調査の実施

4. 加点事業所等への確認証の交付

5. 建設管理課等へ加点对象事業所の通知

6. 優良事業所の紹介等

働きやすい職場環境づくりの促進
女性の能力発揮と職場の活性化
実態調査と男女共同参画施策への反映

両立支援の取組をお考えの事業主の皆様へ

仕事と家庭の両立支援企業経営アドバイザーを派遣します

社会保険労務士、中小企業診断士等の
専門家です

仕事と家庭を両立しやすい職場は、長時間労働の改善、働く意欲の向上、生産性の向上、イメージアップ、そして業績アップにもつながります。これからは、義務としての両立支援から、**一歩進んだ、経営戦略としての両立支援**が求められます。

両立支援は必要と思うが、コストがかかり、なかなか取り組めない。
社員の仕事と家庭の両立を図り人材の確保をしたい。
事業主行動計画は出したが、目標クリアのためにはどうすればいいの？
労働局から認定を受けて【くるみんマーク】を製品につけPRしたい。

そんな事業所に



アドバイス
無料

日ごろ、企業経営の相談に携わっている専門家の中でも、両立支援の手法等についてのスキルを身につけた【両立支援企業経営アドバイザー】を皆様の会社に**無料で派遣**し、両立支援の経営メリットや、事業主行動計画の目標達成から認定に向けた具体的な問題解決の手法などについてアドバイスします。

【実施期間】：平成19年9月1日～平成20年3月末日

【派遣回数】：1企業につき3回まで
(認定に向けた取組については6回まで)



【指導内容】： 両立支援の取組の企業経営へのメリット
行動計画目標の達成から認定までの取組や課題解決
(たとえば個別企業に適した育児休業制度や短時間勤務、
フレックスタイム制等の多様な働き方の制度設計や労務管理等)
その他両立支援に係る経営コンサルティング

詳細・お問い合わせ先 秋田県 産業経済労働部 雇用労働政策課
就業支援・労政班 TEL:018-860-2301 FAX:018-860-3833
E-mail:koyorodo@pref.akita.lg.jp <http://www.pref.akita.lg.jp/koyorodo/>

アドバイザー派遣申込書

この申込書を下記の県担当あて送付するか、アドバイザー等経由でお申込ください。

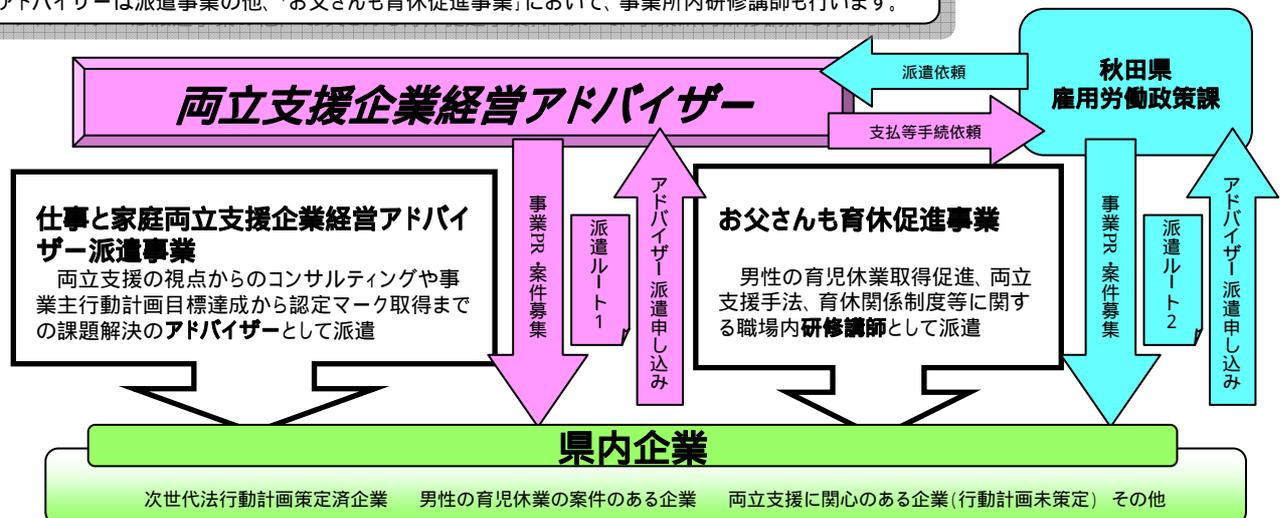
会社名	希望アドバイス事項	担当者
(例) (株)ワークライフバランス	行動計画目標達成と認定までの取組方	両立 支援
連絡先・電話		

登録アドバイザーは企業の両立支援の取組と経営への関係について豊富な情報をお持ちですので、御社の目指す取組等ありましたら、事前に伝えておきますのでお知らせください。

(ご質問内容)

アドバイザー派遣の流れ

アドバイザーは派遣事業の他、「お父さんも育休促進事業」において、事業所内研修講師も行います。



詳細・お問い合わせ先 秋田県 産業経済労働部 雇用労働政策課 就業支援・労政班 010-8570 秋田市山王4-1-1

TEL:018-860-2301 FAX:018-860-3833

E-mail:koyorodo@pref.akita.lg.jp <http://www.pref.akita.lg.jp/koyorodo/>

事業主の皆様へ

「お父さんも育児促進事業のご案内」

秋田県では、男性が育児休業をとれる働きやすい職場づくりに取り組む企業を応援しています！

まず第一歩・・・あなたの企業でも男性従業員の育児参加への理解を深めるための研修を実施してみませんか。

応援その1 企業での研修をバックアップします！

男性の育児参加などについて理解を深めるための研修を実施する企業に講師を派遣します。講師派遣に係る費用は無料です。
研修を希望する日時をお知らせください。
研修の場所は社内の会議室、ホール、食堂等を利用してください。
仕事と子育ての両立のための制度などについて、わかりやすくお話しします。
従業員を対象に1時間程度お話しします。

応援その2 奨励金が支給されます！

研修を実施する企業において、男性従業員が10日以上の子育て休業を取得した場合、奨励金が支給されます。

事業主には20万円（1企業1回に限ります）

休業取得者には5万円（人数の制限はありません）

育児休業取得者には、休業体験記をお送りいただきます。

育児休業とは

育児休業は、男性、女性を問わず、子どもが1歳になるまでの間で希望する期間、取ることができる休業です。保育所に入所を希望しているが、入所できない場合などには、1歳6カ月まで延長できます。

妻が専業主婦の場合や産休中の場合でも、少なくとも産後8週間までは男性も育児休業をとることができます。

休業期間中、雇用保険から最高で月額賃金の50%が支給される「育児休業給付金」があります（賃金の支払状況等により給付内容が異なります）。

～お問い合わせ先～ 秋田県産業経済労働部 雇用労働政策課 就業支援・労政班
電話 018(860)2332
FAX 018(860)3833

秋 田 県